

佐世保市監査委員公表第4号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和7年2月12日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦
佐世保市監査委員 井上 友子



文化スポーツ部 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 文化スポーツ部
文化国際課、スポーツ振興課、図書館

3 監査の期間 令和6年11月28日（木）～令和7年1月21日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和6年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 行政財産目的外使用料において、算定誤りにより誤徴収となっているものがあった。
(スポーツ振興課)
- ② 自動販売機電気料金（雑入）において、佐世保市財務規則第 66 条の 2 で「納期限について、法令又は契約若しくは処分に定めがないときは、納人及び債権金額を確認した日から 20 日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、適正な納期限を定めていなかった。

(図書館)

行政財産目的外使用料の誤徴収については、前回も発見された不備事項である。

決裁におけるチェック体制を強化するなど再発防止策を講じたうえで、適正な事務処理を行うよう徹底されたい。

2. 支出事務

- ① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。
- ② 役務費（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあった。

(文化国際課) (スポーツ振興課)

(スポーツ振興課)

規則を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 契約事務

- ① 佐世保市小中学生応援事業委託業務ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。

(スポーツ振興課)

要綱を再認識し、適正な事務処理を行われたい。

4. 財産管理事務

- ① 寄附に係る受入れにおいて、佐世保市事務処理規程第6条で「…市長決裁事項、部長専決事項及び課長専決事項以外の事項は、副市長の専決事項とする。」と規定されているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあった。

(図書館)

規程を再確認し、適正な事務処理を行われたい。